

事 務 連 絡
2020年8月18日

各 地 区 港 運 協 会 御 中

一般社団法人 日本港運協会

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

標記につきまして、今般、厚生労働省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がありました。

石綿含有材料が含まれる建築物、工作物及び船舶の解体又は改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等が改正され、改正後の石綿障害予防規則に基づく告示が制定されました。

具体的な改正趣旨、内容等は別添のとおりですが、今回の改正では、老朽化された建築物の解体工事を行う事業者においては、石綿等の有無の事前調査及び調査結果の保存等が義務付けられ、一方、工事を発注する事業者等においても、施工業者に対し、事前調査や記録の作成等が適切に行われるよう配慮するよう義務付けられました。

なお、石綿障害予防規則等及び厚生労働省告示（官報）、並びに解体改修工事実施者向けパンフレットについては、下記のURLを参考にして下さい。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、貴会傘下の事業者はこの旨ご周知くださるようお願い申し上げます。

〈参考〉

- ・ 石綿障害予防規則等：

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200701/20200701g00136/20200701g001360023f.html>

- ・ 厚生労働省告示第 276 号～第 279 号：

<https://kanpou.npb.go.jp/20200727/20200727h00298/20200727h002980000f.html>

- ・ 解体改修工事実施者向けパンフレット：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656330.pdf>

(写) 特別会員